



3511

使用説明書

動物用医薬品

使用前に必ず本使用説明書を読み、注意事項を守って使用して下さい。

日生研豚丹毒不活化ワクチン

(豚丹毒(アジュバント加)不活化ワクチン(シード))

【製法及び性状】

本剤は豚丹毒菌の液体培地培養菌をホルマリンで不活化し、その菌液にアジュバントを加えたものである。本剤は静置の状態では淡黄褐色透明な上液と淡黄灰白色不透明の沈殿に分かれるが、振り混ぜると淡黄褐色、不透明の均質な懸濁液となる。pHは6.6～7.2である。

【成分及び分量】

ワクチン 1mL (1頭分) 中

豚丹毒菌多摩 96 株 (シード) (血清型 2) 不活化菌	不活化前生菌数 1×10^9 個以上
ホルマリン	0.2vol% 以下
チメロサル	0.01% 以下
水酸化アルミニウムゲル	アルミニウム量として 2.5mg 以下

【効能又は効果】

豚丹毒の予防

【用法及び用量】

5 週齢以上の豚に 1mL ずつ 3～5 週間隔で 2 回、筋肉内に注射する。

【使用上の注意】

(一般的注意)

1. 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方せん・指示により使用すること。
2. 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
3. 本剤は効能・効果において定められた目的にのみ使用すること。
4. 本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、容器又は被包に「国家検定合格」と表示されていない。

(使用者に対する注意)

1. 誤って人に注射した場合は、患部の消毒等適切な処置をとること。誤って注射された者は、必要があれば本使用説明書を持参し、受傷について医師の診察を受けること。

本ワクチン成分の特徴

微生物名	抗 原		アジュバント	
	人獣共通感染症の当否	微生物の生・死	有無	種類
豚丹毒菌	当	死	有	アルミニウムゲル

本ワクチン株は、不活化されており感染性はない。

本ワクチンに関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

日生研株式会社 製品係 〒198-0024 東京都青梅市新町 9 丁目 2221 番地の 1
TEL 0428-33-1009、FAX 0428-31-6696

2. 作業後は、石けん等で手をよく洗うこと。

(豚に対する注意)

1. 制限事項

- (1) 本剤の注射前には健康状態について検査し、重大な異常(重篤な疾病)を認めた場合は注射しないこと。
- (2) 豚が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、健康状態及び体質等を考慮し、注射の適否の判断を慎重に行うこと。
 - ・発熱、咳、下痢、重度の皮膚疾患など臨床異常が認められるもの。
 - ・疾病の治療を継続中のもの又は治癒後間がないもの。
 - ・交配後間がないもの、分娩間際のもの又は分娩直後のもの。
 - ・明らかな栄養障害があるもの。
 - ・他の薬剤投与、導入又は移動後間がないもの。

- (3) 本剤の注射後、少なくとも1～2日間は安静につとめ、移動や激しい運動は避けるように指導すること。また、温度管理等に十分に注意し、豚に与えるストレスの軽減に努めること。
2. 副反応
 - (1) 本剤の注射直後に一過性の副反応（元気消失、呼吸促進及び嘔吐等）が認められる場合がある。
 - (2) 副反応が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。
3. 相互作用
本剤には他の薬剤（ワクチン）を加えて使用しないこと。
4. 適用上の注意
 - (1) 注射器具は滅菌又は煮沸消毒されたものを使用すること。薬剤により消毒をした器具又は他の薬剤に使用した器具は使用しないこと（ガス滅菌によるものを除く。）。なお、乾熱、高压蒸気滅菌又は煮沸消毒等を行った場合は、常温まで冷えたものを使用すること。
 - (2) 本剤容器のゴム栓は、70% アルコールで消毒し、滅菌済みの注射針をゴム栓から刺し込み、ワクチンを注射器内に吸引して使用すること。ゴム栓を取り外しての使用は、雑菌混入のおそれがあるので避けること。
 - (3) 注射部位は70% アルコールで消毒し、注射時には注射針が血管に入っていないことを確認してから注射すること。
 - (4) 注射器具（注射針）は原則として1頭ごとに取り替えること。
 - (5) 注射部位を厳守すること。

[取扱い上の注意]

1. ワクチン瓶は破損するおそれがあるので、強い衝撃を与えないこと。
2. 使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
3. 外観又は内容に異常を認めたものは使用しないこと。
4. 開封時にアルミキャップの切断面で手指を切るおそれがあるので注意すること。
5. 使用時よく振り混ぜて均一とすること。
6. 一度開封したワクチンは速やかに使用すること。使い残りのワクチンは雑菌の混入や効力低下のおそれがあるので、使用しないこと。
7. 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
8. 使用済みの注射針は、針回収用の専用容器に入れること。針回収用の容器の廃棄は、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を有した業者に委託すること。

[保管上の注意]

1. 小児の手の届かないところに保管すること。
2. 直射日光又は凍結は、品質に影響を与えるので避けること。

注意—獣医師等の処方せん・指示により使用すること

[貯法及び有効期間]

1. 遮光して、2～5℃に保存する。
2. 有効期間は製造後3年3か月間である（最終有効年月は外箱及びラベルに表示）。

[包装]

- | | |
|----|-------------|
| 1本 | 20mL (20頭分) |
| | 50mL (50頭分) |

[2013年7月改訂]